

広島県教育委員会教育長告示第七号

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 榎田好一

教育職員免許状に関する規則施行細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

「二 実務に関する証明書（免許状規則第 様式 第二号
五条第一項第三号）」を

「二 削除

様式 第二号

」に、

「十一 教育職員免許状再交付申請書（免許状規則第十四条第一項）」を

を

十一 教育職員免許状再交付申請書（免許状規則第十四条第一項）

様式 第十一号

様式 第十一号の二

十一の二 有効期間更新申請書（免許状規則第十四条の二第一項第一号）

様式 第十一号の三

十一の三 免許状更新講習免除による有効期間更新申請書（免許状規則第十四

様式 第十一号の四

の二第二項第一号）

様式 第十一号の五

様式 第十一号の六

十一の四 有効期間延長申請書（免許状規則第十四条の三第一号）

十一の五 更新講習修了確認申請書（免許状規則第十四条の四第一号）

様式 第十一号の七

様式 第十一号の八

十一の六 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第三項第三号の確認申請書（免許状規則第十四条の五第一号）

十一の七 修了確認期限延期申請書（免許状規則第十四条の六第一号）

十一の八 免許状更新講習免除申請書（免許状規則第十四条の七第一号）

に改める。

第三条を次のように改める。

(提出部数)

第三条 免許状規則第五条第一項第十一号、第六条第十二号、第六条の二第一項第十号、第七条第一項第十号、第八条第一項第十号、第九条第六号、第十一条第七号、第十二条第一項第十二号及び第十四号第二号に規定する戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書の提出部数は、同時に複数の免許状を申請する場合にあつても、一部とする。

様式第四号を次のように改める。
様式第 4 号

宣 誓 書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

氏 名 ⑩

私は、次のいずれの者にも該当しないことを誓います。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号

人 物 に 関 する 証 明 書

氏 名

昭和 年 月 日生

項 目	所 見	
	評 価	摘 要
1 性格 (正常で偏らない性格を持っているか)	5・4・3・2・1	
2 協調性 (同僚との関係はどうか)	5・4・3・2・1	
3 責任感 (自己の職務に対する責任感はどうか)	5・4・3・2・1	
4 指導力 (指導は有効適切であるか)	5・4・3・2・1	
5 研究心 (合理的継続的に研究しているか)	5・4・3・2・1	
総合所見(教員としての適格性)		
上記のとおり相違ありません。		
平成 年 月 日		
証明者 印		

注 1 評価については、次の基準によつて、それぞれ該当する数字を○で囲むこと。
5 最も良いもの 4 やや良いもの 3 普通のもの
2 やや悪いもの 1 最も悪いもの

2 摘要欄には、観察した事実を具体的に記入すること。
3 証明者は、国立又は公立の大学の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号

身体に関する証明書

氏名

昭和 年 月 日生

項目	状況
身長	cm
体重	kg
胸囲	cm
聴力	右左
視力	右左 () () 矯正 () ()
栄養状態	
運動機能	
言語機能	
胸部疾患	
既往症	
その他の疾患	
総合所見	

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

診断機関の所在地
診断期間の名称
医師
氏名

⑩

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第七号の二中「第5条第3項」を「第5条第4項」に改める。
様式第十一号の次に次の七様式を加える。

様式第11号の2

広島県収入証紙
ちよう付欄

有 効 期 間 更 新 申 請 書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本 籍 地

現 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

昭和 年 月 日生

免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を受けることを申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

注1 ①免許状の写し、②授与権者が発行する授与証明書又は③教育職員免許状更新証明書(有効期間の延長されている場合は、有効期間延長証明書)のいずれかを添付すること。

2 有する免許状が前記以外にある場合は、残余の免許状について、余白に記入すること。

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種 目
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。

2 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を付けること。この場合においては、複数に○印を付けることも妨げない。

3 勤務校(機関)・職名

勤務校(機関)名	職名

注1 「勤務校・機関」及び「職名」欄は、記載できない場合は空欄のままとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

広島県収入証紙
ちょうろ付欄

免許状更新講習免除による有効期間更新申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本 籍 地

現 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

昭和 年 月 日生

次のとおり教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を受けることを申請します。

- 1 免除事由：
※表彰を受けたことによる場合は、表彰を行った者及び時期も記入すること。
- 2 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

- 注 1 ①免許状の写し、②授与権者が発行する授与証明書又は③教育職員免許状更新証明書（有効期間の延長
されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。
2 有する免許状が前記以外にある場合は、残余の免許状について、余白に記入すること。
3 記載内容に誤りがあった場合は、更新されないことがあるので、注意すること。

3 勤務校（機関）・職名

勤務校（機関）名	職 名

注「勤務校・機関」及び「職名」欄は、記載できない場合は空欄のままとする。

〔証明者記入欄〕

前記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当する。

平成 年 月 日

証 明 者

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号の4

広島県収入証紙
ちょうふ付欄

有効期間延長申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本籍地

現住所

(ふりがな)
氏名

印

昭和 年 月 日生

下記1のとおり教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条第5項に規定する事由に該当するため、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条第6項の規定に基づき、下記2の免許状の有効期間の延長を受けることを申請します。

- 1 延長事由：
延長期間： 年 月 日まで延長
- 2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 注1 ①免許状の写し、②授与権者が発行する授与証明書又は③教育職員免許状更新証明書（有効期間の延長されている場合は、有効期間延長証明書）のいずれかを添付すること。
- 2 有する免許状が前記以外にある場合は、残余の免許状について、余白に記入すること。
- 3 延長前の有効期間： 年 月 日
- 4 勤務校（機関）・職名
勤務校（機関）名 職名

注「勤務校・機関」及び「職名」欄は、記載できない場合は空欄のままとする。

〔証明者記入欄〕

前記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

平成 年 月 日

証明者

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号の5

広島県収入証紙
ちよう付欄

更新講習修了確認申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本 籍 地

現 住 所

(ふりがな)
氏 名

Ⓜ

昭和 年 月 日生

免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

注1 ①免許状の写し、②授与権者が発行する授与証明書又は③更新講習修了確認証明書、④教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は更新期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。

2 有する免許状が前記以外にある場合は、残余の免許状について、余白に記入すること。

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

事 項	開 設 者	修 了 (履 修) 年 月 日	対 象 免 許 種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。

2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を付けること。この場合においては、複数に○印を付けることも妨げない。

3 勤務校（機関）・職名

勤務校（機関）名	職 名

注1 「勤務校・機関」及び「職名」欄は、記載できない場合は空欄のままとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号の6

広島県収入証紙
ちよら付欄

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律
第九十八号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本 籍 地

現 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

昭和 年 月 日生

免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

注 1 ①免許状の写し、②授与権者が発行する授与証明書又は③更新講習修了確認証明書、④教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は更新期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。

2 有する免許状が前記以外にある場合は、残余の免許状について、余白に記入すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 年 月 月 日 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付すること。

3 勤務校(機関)・職名

勤務校(機関)名	職名

注 1 「勤務校・機関」及び「職名」欄は、記載できない場合は空欄のままとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

広島県収入証紙
ちょう付欄

修了確認期限延期申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本籍地

現住所

(ふりがな)
氏名

㊞

昭和 年 月 日生

次のとおり、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条に規定する事由に該当するため、同附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項の規定に基づき、修了確認期限の延期を受けることを申請します。

- 1 延期事由：
延期期間： 年 月 日まで延期
2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

注 1 ①免許状の写し、②授与権者が発行する授与証明書又は③更新講習修了確認証明書、④教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は更新期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。
2 有する免許状が前記以外にある場合は、残余の免許状について、余白に記入すること。

- 3 延期前の修了確認期限： 年 月 日

- 4 勤務校（機関）・職名
勤務校（機関）名

職名

〔証明者記入欄〕

前記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条に規定する事由に該当することを証明する。

平成 年 月 日

証明者

㊞

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第11号の8

広島県収入証紙
ちょうり付欄

免許状更新講習免除申請書

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

本籍地

現住所

(ふりがな)
氏名

印

昭和 年 月 日生

次のとおり教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第5項の規定に基づき、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

- 1 免除事由：
※表彰を受けたことによる場合は、表彰を行った者及び時期も記入すること。
- 2 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状記載 の氏名	免許状記載 の本籍地

注 1 ①免許状の写し、②授与権者が発行する授与証明書又は③更新講習修了確認証明書、④教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（修了確認期限が延期されている場合は更新期限延期証明書、前回免除されている場合は免許状更新講習免除証明書）のいずれかを添付すること。

- 3 有する免許状が前記以外にある場合は、残余の免許状について、余白に記入してください。

勤務校（機関）名	職名

〔証明者記入欄〕

前記の者は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項に規定する者に該当する。

平成 年 月 日

証明者

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第十二号を次のように改める。

様式第 12 号

氏名 (フリガナ)						本籍地		
						生年月日	昭和 年 月 日	
身異 上動 (フリガナ)						本籍地		
						身上異動		
種 類						書 換 番 号		
						授与年月日		
教科又は特別 支援教育領域								
授与の根拠規定	-----							
基礎資格	-----							
修得単位	教科	教職	教科教職	翻 訳 語 目	養 護	養 護 教 職	栄 養	特 殊 教 育
普通免許状に係る 所要資格取得年度								
単位修得機関								
基礎となる免許状								
試験 資格 認定 合格	試験の名称							
	実施機関	開 関						
(修了 期確 認)	合格証書授与年月日							
	合格証書の番号							
	更新年月日 (修了確認年月日)							
	更新番号 (修了確認番号)							
満了年月日 (修了確認期限)	延長年月日 (延期年月日)							
	延長番号 (延期番号)							
特記事項								

注 1 「本籍地」については、都道府県名 (外国人については、その国籍) を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第十六号を次のように改める。

様式第 16 号

第 号

授与 証明書
交付 教育職員免許状

本 籍 地
氏 名
生 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び追加 年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
(有効期間の満了日) (修了確認期限)		
備考		

平成 年 月 日

広島県教育委員会 印

- 注 1 「授与 交付」の部分については、いずれか一方を用いること。
- 2 本籍地については、都道府県名 (外国人については、その国籍) を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十一年四月一日から施行する。